

佐賀労働局発表
平成 29 年 7 月 26 日 (水)

担 当	【照会先】
	佐賀労働局職業安定部職業対策課 長 富田 洋子 地方障害者雇用担当官 宮崎 真二 TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223 http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開講について

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、佐賀労働局（局長 松森 靖）・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を県内 2 会場で開催いたします。参加はいずれの会場でも結構です。

- 佐賀地区 平成 29 年 9 月 15 日 (金) 13:30~15:00
佐賀市駅前中央 3-3-20
佐賀第 2 合同庁舎 5 階 共用大会議室 1
- 武雄地区 平成 29 年 9 月 26 日 (火) 13:30~15:00
武雄市武雄町大字昭和 39-9
武雄公共職業安定所 2 階 会議室



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容 : 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット : 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間 : 90 分程度（講義 75 分、質疑応答 15 分程度）
- ◆受講対象 : 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈します（数に限りがあります）。

事業所への出前講座も
あります

県内の事業所につきましては、ハローワークから講師が事業所に出向く、出前講座も平成 29 年 9 月から開講しますので、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがありましたら、管轄のハローワークへご相談ください。